

第1回瑞浪市行政改革審議会会議録

1. 日時 令和元年6月24日（月） 10:00～10:55
2. 場所 瑞浪市役所 4階全員協議会室
3. 出席者
出席委員 古田 成志（会長）
伊藤 雅敏
橋本 孝晴
遠藤 俊哉
小倉 恭子
欠席委員 藤田 好恵
[名簿順、敬称略]

水野 光二（市長） 途中退席
正村 和英（総務部長）
4. 事務局 梅村 修司（企画政策課長）
加藤 昇（企画政策課長補佐）
加藤 利基（企画政策課企画政策係）
5. 日程
委嘱式
市長あいさつ
委員自己紹介
第5次瑞浪市行政改革大綱等について
議 事
1. 会長選出
2. 会長職務代理者の指名
3. 審議会の運営・スケジュールについて
4. 第5次瑞浪市行政改革の外部視点による評価・検証のあり方について
その他

【委嘱式】

事務局

これより、令和元年度第1回瑞浪市行政改革審議会を開催します。
始めに、水野市長が委員の皆様へ委嘱状を交付します。その場でお渡ししますので、
よろしくお願ひします。

(委嘱状交付)

【市長あいさつ】

市長

おはようございます。令和元年第1回瑞浪市行政改革審議会ということで、ただいま
来年3月31日までの任期で委嘱状を交付させていただきました。1年間お世話になり
ますが、よろしくお願ひします。

この審議会は、平成7年、当時の高嶋市長が、これからは地方行政も厳しい財政事情
になってくるので、効率的な行政運用をするために、行財政改革をしっかりと進めなくて
はいけないという思いから、市内からメンバーを集められまして、第1回目の会議が始
まりました。以来、第5次までこの行政改革が進められています。過去には様々な協議
をしていただきまして、市政の様々な課題、そして改善すべき点等々御指摘をいただき
ながら現在に至っています。このように、大変長い歴史がございますので、ある面では
審議会の委員の皆さんから御指摘をいただいたり、職員はじめ議会と連携をとる中で考
えながら改善をしてきまして、現在の市政運営につながってきています。

これからは、何かこれを行ったら大きく行政改革が進むというような魔法はないだろ
うと思い、様々な行政改革の課題を解決するには、これまでの手段をバージョンアップ
する、つまり質の向上を図ることがこれからの大きな課題ではないかということ
から、「行政の質の向上」を目標に取り組み、現在、第5次行政改革の3年目が過ぎた
ところでございます。今年と来年で、この第5次行政改革の期間が終わりますので、い
かに我々が思いついた改革の手段、手法をより質の高い、より効果が上がるような方法
に改革して市政に反映していくのかということが今の大きなテーマです。

委員の皆さんにおかれましては、この計画が3年間経過しましたので、それまでの評
価をしていただきながら、残り2年間、更に行革が順調に進むためにはどのようなこと
を行ったらいいのか、どのような質の向上を図っていったらいいのか。そのようなこと
をぜひ御議論いただきまして、また、御指摘をいただければありがたいと考えていると
ころですので、よろしくお願ひします。

大変重い仕事でもありますので、それぞれの御経験を生かしていただきながら、気付
かれた点を忌憚なく御指摘をいただき、御発言をいただければありがたいと思ってお
りますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

【委員自己紹介】

事務局

簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員自己紹介)

(市長退席)

(市側出席者紹介)

【第5次瑞浪市行政改革大綱等について】

(事務局より資料2、3の説明)

事務局

第5次瑞浪市行政改革大綱等について説明します。こちらは事務局から説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

市長の挨拶でもありましたように、本大綱は行政の目標である総合計画を効率的に達成するための取り組みとして位置づけているものです。これまで行ってきた経費削減の努力を継続しながら、第6次瑞浪市総合計画に掲げる将来都市像幸せ実感都市みずなみを実現するために、市民の満足度の向上を目指しまして、行政の質の向上を基本方針としているものです。本大綱の推進期間は平成28年度から令和2年度の5年間で位置づけており、今年度は4年目ということになります。

続きまして、第5次瑞浪市行政改革大綱、資料3をご覧ください。これは、瑞浪市の行政改革大綱をさらに具体的なものにするということで、行動計画の進捗状況と取り組み方針を細かく記載しているものです。

まず、1ページめくっていただきますと、第5次行政改革大綱体系とありまして、基本方針が行政の質の向上、そして行政改革の柱ということで3本柱を協働による行政運営、簡素で効率的な行政運営、持続可能な行政運営ということで位置づけています。さらにその3本柱に行動計画を位置づけており、その行動計画は全部で19項目あります。

そのまま右側のページを見ていただきますと、表に細かく記載がしてあると思いますが、簡単に内容を説明させていただきます。まず、3本の柱は先ほど申し上げましたような、柱ごとに具体的行動計画が並んでおります。この1ページ目から最終ページまでに具体的な行動計画の取り組みが記載されています。1ページ目上段を見ていただきますと、まず行政改革の柱、協働による行政運営、行動計画①住民団体等の活動支援の推進ということで、その内容が記載されております。4番目に行動計画進捗状況及び取り組み方針ということで、たくさんある具体的行動計画を全体的に評価した内容となっています。

内部評価、外部評価についてですが、まず内部評価の結果が記載のとおりとなっております。外部評価は昨年度の行政改革審議会の結果を載せています。なお、評価の方

法については後ほど詳しく説明させていただきますので、よろしくお願いします。

7ページを見ていただきますと、下の方に青色で記載があるものがあります。例えば、目標、実績の欄に中山道観光入込客数、そして1番下の欄に令和元年度の取り組みというところにもボランティアガイドの利用者増加ということで青色表記しているものがあります。こちらは、昨年度行政改革審議会を開催したところ、委員の皆様からいただいた御意見を反映した内容になっておりますので、そういった見方でも評価していただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

説明は以上です。

事務局

これまでのところで何か御質問等があればお伺いいたしますが、いかがでしょうか。具体的な評価は次回以降行っていただきます。本日は説明のみということになりますので、大変恐縮ですがこれ持ち帰っていただいて御一読いただけると、少し次からの進みがいいかと思えます。大変資料が多いですが、よろしくお願いします。

【議事】

事務局

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は会長の選出、会長職務代理者の指名、3番目が審議会の運営・スケジュールについて、そして4番目が第5次瑞浪市行政改革の外部視点による評価・検証のあり方について、審議していただきます。会長が選出されるまでは事務局の方で進行させていただきますので、よろしくお願いします。

ではまず1番目、会長の選出です。お手元の資料の4-1をご覧ください。瑞浪市行政改革審議会規則第4条において、審議会に会長を置くこと、会長は委員の互選により定めることと定められておりますが、いかがいたしましょうか。

(特に発言なし)

事務局

もしよろしければ事務局の方で案を持っておりますが、それでよろしいですか。

委員

(よいと発言あり)

事務局

それでは、事務局から案を提案させていただきます。
学識経験者の古田成志様に会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員

(異議なしと発言あり)

事務局

ありがとうございます。それでは、会長席へ移動をお願いします。
それでは、会長に就任されました古田会長より一言御挨拶をお願いします。

- 会長 改めまして今回、行政改革審議会の会長に着任させていただきました古田と申します。
- 審議会は3期目であり、過去2回会長として選出していただいて、毎回いつも自分でもいいのかという思いがありますが、先ほどの市長の言葉にもありましたように、毎回皆様のそれぞれのお立場からの言葉や助言などが行政にしっかりと反映されていると思います。今年度も皆様が積極的に意見を出しやすいような環境づくりに努めていく所存ですので、1年にわたりよろしく申し上げます。
- 事務局 ありがとうございました。
それでは以後の進行は古田会長にお願いします。
- 会長 それでは、以後の議事を進行します。
まず、議事（2）会長職務代理者の指名です。瑞浪市行政改革審議会規則第4条第3項の規定により、会長が職務代理者を指名することとなっておりますので、瑞浪商工会議所の橋本委員にお願いしたいと思います。橋本委員、いかがでしょうか。
- 橋本委員 （了承）
- 会長 よろしく申し上げます。
それでは橋本委員一言よろしく申し上げます。
- 職務代理者 瑞浪商工会議所の橋本です。
私は瑞浪市の住人ではありませんが、本当に外から見た観点で瑞浪市を良くしたいと考えておりますし、瑞浪市という町は大好きな町です。ここへ来る前には東濃信用金庫に勤めておりまして、5店舗ほど支店長をやらせていただいて、色んな市町村を転々としておりました。そうした中で、やはり瑞浪市へ着任したときに、本当に住みやすく、皆さんが言われるように本当にいい町であるということを痛感しております。
そうした中で、微力ながら私もこの瑞浪市のために何とか貢献できないかという思いで、委員をやらせていただいております。瑞浪市を愛している一人として頑張りたいと思いますので、よろしく申し上げます。
- 会長 ありがとうございました。
次に、（3）審議会の運営・スケジュールについて、まずは資料4-2及び4-3を御用意ください。
この審議会の運営につきまして、今回は第1回の審議会ですので、初めに会議の運営についてお諮りします。資料4-2運営規程（案）及び資料4-3傍聴規程（案）について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 まず資料4-2、瑞浪市行政改革審議会会議運営規程（案）をご覧ください。

この規程は、瑞浪市行政改革審議会設置要綱第8条の規定により、委員会の会議運営について定めているものです。この会議は公開とし、会議録、会議に提出した資料を公開するものと定めています。また、第3条の会議の傍聴規定は別に定めることとしています。

引き続き傍聴規程について説明させていただきます。資料4-3をご覧ください。こちらが先ほど第3条の規定で定めることとしている傍聴規程（案）になります。

この規程は、傍聴には申し出が必要なことや、傍聴人が守るべき事項等について必要な事項を定めているものです。運営規程と傍聴規程はこの審議会でご承認をいただければ、本日6月24日より施行となるものです。

よろしく申し上げます。

会長 事務局の説明にありましたとおり、この会議は公開することとし、その他条項につきましても、運営規程（案）及び傍聴規程（案）のとおりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 （異議なしと発言あり）

会長 御異議がないようですので、運営規程及び傍聴規程に従い進めてまいります。続きまして、外部評価スケジュールについて事務局より説明をお願いします。

事務局 資料5の外部評価スケジュールについて説明します。

こちらは審議会の全体のスケジュールを表しており、委員の皆様に関係があるところは上から3段目の行政改革審議会、外部評価検証という欄になります。まず6月を見ていただきますと、①審議会とありまして、これが本日6月24日のことになります。そして、先ほど市長から委嘱式がありました。また、本日は要旨を説明するという事になっています。

今後は、7月に第2回審議会を開催しまして、ここで事務局から行政改革の説明をさせていただきます、それを聞いた上で委員の皆様にご評価していただきます。

約1か月あけて、9月に第3回審議会を開催させていただきます。そこで、7月に事務局から説明した内容に基づきまして、委員の皆様方の御経験からの評価をしていただくという流れになっています。第3回には、その後意見書というものを提出することになりますが、行政改革委員の皆様からの意見を取りまとめた意見書を、全てはお示しできないかもしれませんが、案ということでお示しをしたいと思います。

10月は会長の古田先生のみへの対応になりますが、市長へ意見書を提出していただきたいと思っております。委員の皆様につきましては10月で一段落しますけれども、その後、市役所の中で意見書の結果を検討し、反映する業務を行います。それを年が明けた2月ぐらいまでに行いまして、外部評価の結果、それから検証結果をまとめまして、6月に今回の評価をまとめたものをホームページなどで公表していきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

会長 ただいまの説明に御意見や御質問があればお願いします。

伊藤委員 大変多くの資料がありますが、3ヶ月のたった3回の会議で仕上げるとなると、非常に大変そうに感じます。どこまでできるか心配です。

事務局 内容が大変重いということを市長もいわれましたが、この行政改革について短い期間でどこまでできるのかというのは、これまでも委員の皆様から御意見をいただいております。どうしても会議は1時間から2時間が限界であると思いますので、皆様方には大変申し訳ありませんが、家に帰ってから読んでいただくことをお願いさせていただきます。また後ほど、評価の仕方を御説明させていただきますが、具体的行動計画一つ一つを皆様から御意見をいただきますと、これはきりがないので、全体的にどうかという視点、トータルとして市が取り組もうとしていることはどうかというような少し大きな観点で見えていただければと思います。

会長 他に御意見、御質問ございますか。

よろしいでしょうか。本審議会は、本日を含めて、9月までに3回行われます。2回目を実質的な議論等に入ってくることになろうかと思っておりますので、時間の許す限り、資料に目を通していただけたらと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、(4)第5次瑞浪市行政改革の外部視点による評価検証のあり方について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料6をご覧ください。これは、外部視点による評価検証のあり方ということで、まとめてある資料です。順番に評価の手法について説明させていただきます。

まず1ページ目から、外部視点による評価検証の導入に当たっては、第5次行政改革の柱の一つである協働による行政運営におきまして、外部の視点による評価を推進していますので、それを反映したものになります。進捗管理の開始年度となる平成29年度から外部評価を実施しています。

続きまして概要に入りますが、まず推進期間は平成28年度から令和2年度までの5年間です。基本方針を行政の質の向上とし、3つの行政改革の柱を設けまして、行動計画を19項目、さらに、具体的行動計画を95項目位置づけておりまして、これが全体の構成になっています。

1ページ目の図がこの行政改革の体系構成になっております。昨年度は具体的行動計画が96項目ありましたが、1つ減らしまして、今年度は95項目でいきたいと思っております。

それでは2ページ目をお願いします。2ページ目第2、内部評価については、第5次行政改革の具体的行動計画に掲げます全95取り組み項目の進捗状況について評価検証を行っています。評価検証を自ら行うことで取り組み内容の達成度を明確にするとい

うことで、この評価は市役所内の担当課の評価とが行っています。

続いて第3です。こちらは皆様に関係があるところです。外部の視点からの意見を今後の行政改革の推進に反映し、課題や実施内容、それに対する外部の視点からの意見など議論の一連の流れを公開することで、市民の市政の理解を深めるとともに、参加意識の醸成を図るということとしております。このことについて詳しく説明しますと、まず皆様に評価していただきたいところは、行動計画の全19項目の部分になります。評価の視点については、まず書類評価ということで、本日参考までに資料を配らせていただいておりますが、これが書面評価の様式になっておりまして、他に任意の様式でも構いませんが、この19項目について評価をしていただきます。その評価の視点については、2ページ目の下の方にありますが、行動計画の項目がそれぞれ予定した具体的行動計画に沿って進められているか。目的、意識、改革への認識が適切であるか。今後の方向性が明確になっているか。諸課題がある場合それに適切に対応しているか。遅れているものについてはその理由が納得できるものか。これはあくまでも例として示しておりますが、こういった視点、または皆様の御経験から判断して評価していただければありがたいと思います。

3ページに移りまして、評価区分、判定基準について説明します。評価は3段階で考えておりまして、◎、○、△ということでこの三段階の評価を考えております。まず◎が達成。達成は、取り組みや目標がそれぞれ具体的行動計画の中で目標を設けており、その目標が80%以上もしくはほぼ想定どおり、それを超える状況であるといった視点で達成の評価をしています。おおむね達成は50%以上80%未満である、もしくは平成30年度の実績が平成29年度の実績を下回っているような場合はいくら目標を達成したからといっても、おおむね達成という評価をしています。△は、50%未満もしくは想定どおりに至らなかったということで、内部評価につきましてはこの3段階で行っています。外部評価についても同じような視点で評価していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

5番目の評価検証の体制についてですが、外部評価はこの審議会で構成させていただきたいと思っております。構成員の役職は古田先生をはじめとする学識経験者、それから公共的団体の代表の方、それから、小倉さんのような公募による市民ということで、この6名が令和元年度の行政改革審議会のメンバーになっています。今日は1人欠席ということですが、6名で構成をしております。

スケジュールのところでもお話ししましたが、皆様からいただきました御意見を反映する必要がありますので、この審議会の皆様からいただいた意見書を市役所に下ろしまして、そこで必要な見直しを行い、大綱に掲げる目標の達成を目指していきます。

7月の第2回の審議会については、先ほど申し上げましたように私どもから内部評価、市役所の評価について結果を説明します。第2回の審議会までに皆様方には資料3の具体的行動計画取り組み方針というものを読んでいただきまして、あらかじめ読んでいただけるとありがたいと思っておりますので、よろしく願います。

分かりにくいかと思っておりますので、具体的に申しますと、資料3の1ページ目が体系になっており、例えば、協働による行政運営については5本の行動計画があります。この

行動計画を皆様方に評価していただくこととなりますが、例えば1ページ目を見ていただきますと、この行動計画は住民団体等の活動支援の推進という行動計画について記載があり、以降、具体的行動計画が4ページから12ページまで20項目あります。この20項目を市役所の担当課が内部評価しまして、それを総括して、1ページ目の行動計画の評価をしております。確かに具体的な事業を見ないと評価できないという部分もありますので、そのあたりも含めて、細かい事業についての意見も頂戴することは一向に構いませんが、これを含めて全体の評価を皆様にしていただきたいと思いますので、御了承いただきたいと思います。

一旦ここで説明を終了させていただきます。よろしくをお願いします。

会長 　　ただいまの説明に対して、御意見や御質問があれば遠慮なくお願いします。

伊藤委員 　先ほど具体的行動計画が昨年は96で今年度が95という説明をされましたが、その1項目がどういうものか教えてください。

事務局 　　1減らしたのは、柱で言いますと、簡素で効率的な行政運営の④業務のシステム化の推進、33ページからになります。内容を見ていただきますと、電子化マニュアル化などを進め、効率的な業務となるようシステム化を図りますということになっています。そして具体的行動計画の中に、これまで事務事業のマニュアル化という具体的行動計画が一つありましたが、それについては、第5次行政改革以前から課題になっており、そのマニュアルがようやく所期の目的を達成できたところであります。マニュアル自体は作ったから終わりではなく、随時更新をしています。新たなシステムが入ってきたり、新しい事業が始まったりしていますが、市役所は誰がその業務についてもスムーズに進める必要がありますので、そういった意味でマニュアル化を掲げておりましたが、こちらがひとまず達成できたということで、こちらの項目から削除しました。

会長 　　ほかに御意見や御質問等ございますか。

それぞれが分厚い内容になっているかと思いますが、具体的行動計画において、数値でちゃんと記載されている部分は多少見やすいのではないかと思います。そうではないところや説明書きで分からないところがありましたら、次回の審議会の際に市の担当の方がお答えしてくださると思いますので、詳細等につきまして一度目を通していただき、質問や疑問点がありましたら、遠慮なく質問していただけたらと思います。毎年、そのような形で審議会が行われていますので、よろしくをお願いします。

その他、何か質問などありますか。

委員 　　(特になしと発言あり)

会長 　　よろしいでしょうか。今回、初めての方もいらっしゃると思いますが、おおむね昨年度と変更はないような形で進めていくようです。やはり期間が短いということもありま

すので、資料を読むなどの御負担をおかけして大変恐縮ですが、御協力の程よろしくお願ひします。

これもちまして、第1回瑞浪市行政改革審議会の議事を終了しますので、進行を事務局にお返しします。

事務局

古田会長ありがとうございました。委員の皆様もありがとうございました。

度々申し上げますが、分厚い資料で恐縮ですが一度お読みいただき、分からないことがあれば第2回前でも構いませんので、事務局にこれは何だとお聞きいただければお答えしますし、第2回のときに聞いていただいてもお答えすることができますので、よろしくお願ひします。

最後に、その他として報酬の支払いについて御説明をいたします。

事務局

(報酬の支払いについて説明)

事務局

ただいまの説明も含めまして、御意見や御質問があればお伺ひしますがいかがでしょうか。

よろしければ、最後に次回の審議会の日程を決めたいと思います。7月中旬までに開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員の日程調整により、第2回審議会は7月24日(水)午前10時からと決定)

事務局

最後に、総務部長より、閉会の御挨拶をさせていただきます。

総務部長

長時間にわたりまして御審議いただき誠にありがとうございました。

今回は第1回目ということで一方的に事務局から説明をさせていただきました。進める中でも何度かお話をさせていただいておりますが、時間のある時に一度この資料にお目とおしをいただいて、何か疑問な点がありましたら、次回審議会で事務局から具体的な説明させていただきますので、その時にお聞きいただければと思います。

次回は事務局からの説明を聞いて評価をしていただくという流れとなりますので、あらかじめ資料をご覧いただければと思いますし、皆様それぞれの立場から思われることがありましたら遠慮なくおっしゃっていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

次回以降、少し会議の時間が長くなるかもしれませんが、御協力のほどよろしくお願ひします。本日は誠にありがとうございました。

これもちまして第1回瑞浪市行政改革審議会を閉会します。

【散会】